

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 2 1 日

社会福祉法人 慈恵会
理事長 廣田 岳尚 様

監 事 潮 比 治 二 
監 事 熊 正 人 

私たち監事は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの令和 6 年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法および結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法およびその内容

- (1) 実施日時：令和 7 年 5 月 2 1 日（水） 10 時 00 分～11 時 30 分
- (2) 実施場所：特別養護老人ホームゆいの里会議室
- (3) 立会人等：理事長 廣田 岳尚
事務局長 白阪 聡久

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事および職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告およびその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類およびその附属明細書）および財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ア 事業報告等は、法令および定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ウ 公益事業の規模について、社会福祉事業の規模とのバランスを欠くことがないように意識してください。
- エ 収益事業について、現行では実績がないが、毎年、検討の履歴は残しておいてください。
- オ 事業計画書をホームページに掲載してください。
- カ 事業報告明細書はタイトルを入れてください。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

- キ 計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。
- ク 利用料の未収金については徴収不能額の算定を現実的に行うこと。